

令和 8 年大船渡市選挙管理委員会第 7 回定例会 会議録

1 期 日 令和 8 年 7 月 6 日 (月)

2 場 所 大船渡市選挙管理委員会事務局

3 出席委員 委員長 佐々木 一 郎
委員長職務代理者 今 野 喜代司
委員 岩 脇 香 澄
委員 新 沼 拓 郎

4 欠席委員 なし

5 事務局 事務局長 佐々木 崇
出席者 事務局長補佐 今 野 宏 紀
主任 山 崎 あゆみ

6 提出案件

報告第 1 号 選挙人名簿登録の移替えについて

議案第 1 号 選挙人名簿登録の抹消について

議案第 2 号 大船渡市長選挙における選挙人名簿登録日等の決定について

議案第 3 号 大船渡市長選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げについて

議案第 4 号 大船渡市長選挙における期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間等について

議案第 5 号 大船渡市長選挙における選挙会（開票）の場所及び日時について

議案第 6 号 大船渡市長選挙における開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて

議案第 7 号 投票所入場券の様式等について

7 委 員 会

(1) 開会時刻 午後 3 時

(2) 議 事

(委員長)

只今から、令和 8 年大船渡市選挙管理委員会第 7 回定例会を開会いたします。
本定例会は委員全員が出席しておりますので、会議は成立いたしております。
本日の付議する事件は、報告 1 件、議案 7 件であります。

それでは、「報告第 1 号 選挙人名簿登録の移替えについて」を事務局から説明願います。

(事務局長)

説明に先立ちまして、資料の取扱いの変更について、ご説明いたします。

これまで、移し替えや抹消等に係る選挙人名簿につきましては、議案の一部として提出しておりましたが、個人情報保護の観点から記載内容を見直し、今回から、参考資料としての配布に変更しております。

なお、こちらの参考資料につきましては、定例会終了後、事務局にて回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

1 ページをお開き願います。

「報告第 1 号 選挙人名簿登録の移替えについて」

公職選挙法施行令第17条の規定により、選挙人名簿に登録されている者が、他の投票区の区域に住所を移したことにより、次のとおり登録の移替えをしたので、報告するものでございます。

移替えした者は、男性 11人、女性 17人、計 28人となっております。

内訳につきましては、参考資料の 1 ページをご確認願います。

以上でございます。

(委員長)

只今、報告第 1 号について説明がありました。

それでは、一通りお目通しいたきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(今野職務代理者)

個人情報保護の観点から記載内容を見直し、参考資料としての配布としたとのことだが、移し替えや抹消などが適正か判断するには情報が少ないのではないか。

(岩脇委員)

移し替えや抹消などについて、確認すべき点は何で、そのためには資料のどの点を確認すべきか。

(事務局長補佐)

参考資料は、移し替えや抹消などについて、異動があった年月日を確認し、転出 4 か月や転入 3 か月経過での抹消、登録などが適切か判断にいただくために必要な情報を残し、個人が特定されうる情報を削除した。

(局長)

定例会の開催方法として、個人情報を取り扱う部分を非公開とする判断もある。

(委員長)

参考資料は、氏名等の記載があった方が内容の適否に気づきやすい。

定例会終了後に事務局が参考資料を回収するとのことなので、これまでと同様の記載内容とするのがよいのではないかと。

(局長)

それでは、参考資料はこれまでどおりの記載内容で作成いたします。

(委員長)

その他、何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

報告第1号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、「議案第1号 選挙人名簿登録の抹消について」を事務局から説明願います。

(事務局長)

2ページをお開き願います。

「議案第1号 選挙人名簿登録の抹消について」

公職選挙法第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消することについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

死亡を事由とする者は、男性 21人、女性 23人、計 44人。

転出を事由とする者は、男性 20人、女性 13人、計 33人となっております。

3ページをお開き願います。

こちらは、令和8年6月30日現在で作成した投票区別の名簿登録者数となっております、男性 13,009人、女性 14,369人、計 27,378人となっております。

内訳につきましては、参考資料の2ページから4ページまでをご確認願います。

す。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第1号についての提案がなされました。

それでは、一通りお目通しいただきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

次に、「議案第2号 大船渡市長選挙における選挙人名簿登録日等の決定について」から「議案第7号 投票所入場券の様式等について」までを一括して事務局から説明願います。

(事務局長)

4ページをお開き願います。

なお、以後の議案の説明に際しましては「令和8年11月22日執行の大船渡市長選挙」を「今回の選挙」と、略して読ませていただきますので、よろしくお願いします。

「議案第2号 大船渡市長選挙における選挙人名簿登録日等の決定について」
今回の選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法第22条第3項の規定により、被登録資格の決定の基準となる日及び登録日を、次のとおり定めることについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

内容は、登録基準日、登録日とも告示の日の前日である11月14日とするものでございます。

続いて、5 ページをお開き願います

「議案第3号 大船渡市長選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げについて」

今回の選挙において、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げることにについて、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

投票所の開閉時間について、投票所を開く時刻を午前7時とし、また、投票所を閉じる時刻は午後7時とし、投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げるものでございます。

また、閉じる時刻を繰り上げる投票所は、第1投票区から第39投票区までの全投票所とするものでございます。

続いて、6 ページをお開き願います。

「議案第4号 大船渡市長選挙における期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間等について」

今回の選挙における期日前投票所の場所、開設期間、開閉時間等を次のとおり定めることについて、公職選挙法第48条の2第6項で準用する法第39条及び法第40条第1項の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

期日前投票所につきましては、大船渡市役所、大船渡市役所三陸支所、大船渡市役所綾里地域振興出張所、大船渡市役所吉浜地域振興出張所の4投票所とするものでございます。

開設期間につきましては、選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日までの6日間とするものでございます。

次に、開閉時間ですが、投票所を開く時刻は、いずれも午前8時30分とし、閉じる時刻については、大船渡市役所のみ午後8時とし、他の3投票所については、午後5時15分までとするものです。

また、各投票所において投票できる区域は、市内全域の区域を対象とするものでございます。

続いて、7 ページをお開き願います。

「議案第5号 大船渡市長選挙における選挙会（開票）の場所及び日時について」

今回の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり指定することについて、公職選挙法第78条の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

選挙会の場所を大船渡市民体育館とし、日時を選挙期日の午後8時15分からとするものでございます。

続いて、8 ページをお開き願います。

「議案第6号 大船渡市長選挙における開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて」

今回の選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第79条第1項の規定により、開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

「議案第7号 投票所入場券の様式等について」

今回の選挙における投票所入場券の様式等を別紙のとおり定めることについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

10ページをお開き願います。

投票所入場券につきましては、印刷枚数は一人一枚はがきを3万枚、紙質は上質紙110キロとし、大きさは縦15.24センチメートル、横10.16センチメートルとします。

表記の内容につきましては、表面は、氏名等を空欄としておりますが、ご覧のとおりでございます。

11ページには、裏面の内容を記載しておりますが、こちらは、これまでと同じとなっております。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第2号から議案第7号までについての提案がなされました。
それでは、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第2号から議案第7号までについて、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日付議された事件についての審議が終わりましたが、皆様から何かございませんでしょうか。

(全員 なし)

(委員長)

事務局から何かありますか。

(事務局長補佐)

今後の日程を確認させていただきます。

次回の定例会は、8月3日の月曜日の午後3時から、大船渡市選挙管理委員会事務局において開催いたします。

(委員長)

只今の説明に、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(委員長)

それでは、これもちまして閉会といたします。本日はご苦労さまでした。

(3) 閉会時刻 午後3時36分